

保護者の皆様 気象警報等発表時の対応について

2022年4月改定 白川村教育委員会

非常変災時（地震・風水害等による災害などの緊急事態の時）は、朝6時の段階で岐阜地方気象台の情報をもとに下記のとおり対応することとします。なお、こうした情報のみならず、危険を感じた際は安易に登校しないように自らの命は自ら守ることを原則とした対応をお願いします。

■休校となる場合の判断基準

朝6時の段階で、以下の警報が発表されている場合、又は学園から指示があった場合は、「臨時休業」となります。

1	特別警報	白川村に特別警報（最大級の警戒を要する警報）が発表されている場合。
2	その他	教育長及び校長が、臨時休業が相応しいと判断した場合。 ＊台風の接近等、今後の状況が悪化することが明確な場合や、交通網・電力の遮断等、地域の実情によって授業実施が困難と判断される場合は、教育長及び校長が判断し、前日に周知する。

■自宅待機となる場合の判断基準

朝6時の段階で、以下の警報が発表されている場合、又は学園から指示があった場合は、「自宅待機」となります。

1	暴風警報・暴風雪警報	「暴風」についての警報が発令されている場合。
2	大雨警報と洪水警報の両方	大雨警報や洪水警報が単独ではなく、両方同時に発表されている場合。
3	通学前に学校施設や通学路等の安全確認が必要な場合	河川や土砂崩れ等の状況及び学校施設（停電を含む）や通学路の安全確認が必要と教育長及び校長が判断した場合。 学校所在地域に震度4以上の地震が発生し、学校施設や通学路の安全確認が必要な場合。
4	その他	通常の時間に授業が実施できない可能性があるとして、教育長及び校長が判断した場合。

■備考

- ① いずれの場合も、学園から保護者宛てにメール等でお知らせをします。
- ② 通学路や施設の安全確認の為、数時間遅らせての始業もあり得ます。（原則、給食が提供されます）
- ③ 自宅待機後、11時の段階で登校が可能と判断された場合は、午後から授業となります。学園から登校時刻を示すメール等が入りますので、家で昼食を食べてからの登校となります。
- ④ 自宅待機後、11時の段階で登校が困難と判断された場合は、学園から臨時休業をお伝えするメールが入ります。
- ⑤ 予め休校等が決定している場合は、「白川郷学園メール・広報放送」でも広報に努めます。
- ⑥ 土日祝日、長期休業中の部活動も原則この基準で活動を自粛します。（避難所開設されている体育館等は、原則使用できません。）
- ⑦ 非常時の早めの下校や臨時休業日となる場合は「学童保育」も開催されません。
- ⑧ 予め休校等が予想される際は、タブレット端末を児童生徒が持ち帰り、状況によりオンライン授業等を実施する場合があります。